

第4回 真狩村農業委員会総会議事録

1 開 会 日 令和5年10月25日（水曜日）午前 9時30分

2 閉 会 日 令和5年10月25日（水曜日）午前 10時30分

3 開 会 場 所 真狩村役場 2階 会議室

4 議 長 真狩村農業委員会 会長 金丸 勝

5 会議に出席した委員名、及び職務のため出席した者の氏名
別紙名簿のとおり

6 提 出 議 案 別紙日程表のとおり

委 員 の 出 席 報 告

農業委員 (11 名)

議席番号	氏名	出席	欠席
議長 11 番	金丸勝君	○	
1 番	清水貴則君	○	
2 番	山田建一君	○	
3 番	野村秀幸君	○	
4 番	守谷隆伸君	○	
5 番	廣瀬弘和君	○	
6 番	近石公夫君	○	
7 番	高倉正志君	○	
8 番	下隆志君	○	
9 番	大廣正紀君	○	
10 番	影山敏彦君	○	

本総会に職務のため出席した者の氏名

職名	氏名	出席	欠席
事務局長	北野一志君	○	
書記	黒田大誉君	○	
書記	須永格一郎君	○	

第4回 真狩村農業委員会総会 議事日程

令和5年10月25日

午前9時30分 開会

午前10時30分 閉会

日程		議案件名	
1		会議録署名委員の指名について 議席番号 6番 近石公夫君 議席番号 7番 高倉正志君	
2		会期の決定について 令和5年10月25日までの1日間	
3		諸報告について	
4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
5	議案第2号	現況証明願いについて	可決
6	議案第3号	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて	可決
7	議案第4号	農地所有適格法人の要件確認について	可決
8			
9			
10			
11			

議事の経過

日程	発言者	発言の要旨
開会宣言 (午前9時30分)	議長	ただ今の出席委員は11名です。 定足数に達しておりますので、これより第4回真狩村農業委員会総会を開会します。
	議長	日程1.会議録署名委員の指名について。 会議録署名委員は、6番近石公夫君、7番高倉正志君の両名を指名します。
	議長	日程2.会期の決定について。 会期については、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。 お諮りします。
		(異議なしの声)
	議長	それでは、会期は本日1日限りと決定します。
	議長	日程3.諸報告について。 事務局より報告願います。 事務局長。
	事務局長	事務局長報告
	議長	日程4. 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この議題については、近石公夫委員が真狩村農業委員会議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。 <近石公夫委員退席後> 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。

	事務局長	議案第1号番号1を説明朗読
	議長	ただいま議案第1号について説明がありましたが、質疑はありませんか。
	10番 影山代理	隣接する○番及び○番○の所有者は誰ですか。
	事務局長	どちらも○○氏です。
	事務局長	そのほか、質疑ありますか。
		(なしの声)
	議長	質疑ないものと認めます。 お諮ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
	議長	異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定とします。
	議長	近石委員は、会議に復帰してください。
		<近石公夫委員着席後>

	<p>議長　日程5. 議案第2号「現況証明願いについて」を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。</p> <p>事務局長　議案第2号番号1を説明朗読</p> <p>議長　ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を行った守谷委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。</p> <p>4番 守谷委員　(○○申請地) 事務局より説明のあった、議案第2号 番号1番 ○○氏願い出の現況証明4筆について、9月20日に金丸会長、影山代理、わたくし守谷と事務局の計6名で、現地確認を行いました。</p> <p>確認結果につきましては、事務局長から説明がありました が、○番○は、隣接する東側と西側の畠と連担性がなく、昭和の時代から耕作放棄地で、山林となっていることから、農地として継続して利用することが困難であると判断されますので、農地・採草放牧地以外とすることはやむを得ないと思われます。</p> <p>○番○は、水はけが悪い湿地で、昭和の時代から耕作放棄地で原野化している事から、農地として継続して利用することが困難であると判断されますので、農地・採草放牧地以外とすることはやむを得ないと思われます。</p> <p>○番及び○番は、昭和の時代から耕作放棄地で、山林化しているため、農地として継続して利用することが困難であると判断されますので、農地・採草放牧地以外とすることはやむを得ないと思われます。</p> <p>議長　ただいま議案第2号について説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
--	---

議長	<p>質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第2号「現況証明願いについて」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第2号「現況証明願いについて」は、原案のとおり決定とします。</p>
議長	<p>日程6. 議案第3号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号1から番号8及び番号10から番号17を議題とします。 事務局からの説明を求めます。 事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第3号の番号1から番号8及び番号10から番号17を説明朗読</p>
議長	<p>ただいま議案第3号の番号1から番号8及び番号10から番号17について説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第3号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号1から番号8及び番号10から番号17は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

	議長 議案第2号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号1から番号8及び番号10から番号17は、原案のとおり決定とします。
	議長 続いて、議案第3号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号9を議題とします。 この議題については、影山敏彦会長職務代理が真狩村農業委員会會議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。 ＜影山敏彦会長職務代理退席後＞ 事務局からの説明を求めます。 事務局長。
事務局長	議案第3号の番号9を説明朗読
議長	ただいま議案第3号の番号9について説明がありましたが、質疑はありませんか。
	(なしの声)
議長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第3号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号9は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 議案第2号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」の番号9は、原案のとおり決定とします。

	議長	影山敏彦会長職務代理は、会議に復帰してください。
		<影山敏彦会長職務代理着席後>
	議長	日程7. 議案第4号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第4号番号1を説明朗読
	議長	ただいま議案第4号について説明がありましたが、質疑はありませんか。
		(異議なしの声)
	議長	異議なしと認めます。 議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」は、原案のとおり決定とします。
閉会宣言 (午後2時0分)	議長	以上をもって、今総会に提出したすべての議案について決定いただきましたので、これで第3回真狩村農業委員会総会を終了します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 金丸 勝

署名委員 近石 公夫

署名委員 高倉 正志